

薬生食監発 0511 第 1 号

平成 30 年 5 月 11 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 麻痺性貝毒に係る監視指導の強化について

麻痺性貝毒を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 6 日付け食安発 0306 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により取り扱っているところです。

本年は、例年麻痺性貝毒による毒化が確認されていなかった海域においても毒化が確認され、各都道府県水産部局による関係団体等に対する出荷自主規制要請が行われており、また、食中毒についても別添のとおり複数事例発生しています。

つきましては、水産部局と連携して、出荷規制の徹底を図るとともに、麻痺性貝毒による毒化が確認されていない海域についても、検査を実施し、規制値を超える麻痺性貝毒が検出される貝類が出荷されることのないよう対応をお願いします。

また、検査において規制値を超える貝毒の毒化が認められた場合は、当該海域、貝の種類等を一般に周知する等により漁業者以外の者による採捕、摂食等による事故の発生の防止を図るよう対応をお願いします。

(別添)

麻痺性貝毒による食中毒事例について（平成30年5月8日現在速報値）

発生自治体	発生日	原因食品	喫食者数	患者数	原因施設
大阪府	H30.3.5	アサリ	1	1	採取場所
堺市	H30.3.24	ムラサキイガイ	3	3	家庭
兵庫県	H30.3.28	ムラサキイガイ	3	1	家庭
兵庫県	H30.3.29	ミル貝の内臓	1	1	飲食店の厨房*

※調理従事者が廃棄部分（内臓）を喫食したことによる食中毒。